

中野区子ども・子育て会議について

1 目 的

子ども・子育て支援法(平成24年8月成立)では、子ども及び保護者に必要な支援・給付及び子育て支援を行うため、子ども・子育て支援事業計画を策定することとしている。

本計画の策定や子ども・子育て支援事業の推進にあたり、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な意見を聴くため、子ども・子育て会議を設置している。

2 主な審議事項

(1)教育・保育施設、地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項

(2)子ども・子育て支援事業計画に関する事項

(3)子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議

(4)その他、区の子ども・子育て施策に関する事業の情報提供

※(1)から(3)は法定の審議事項、(4)は法定ではないが、必要に応じて会議の場やメール等により情報提供する事項。

3 第5期委員の構成

(1)委員の人数

15名

(2)第5期委員の構成

ア 学識経験者 4名

イ 私立幼稚園長、私立保育園長 各1名

ウ 地域型保育事業者 1名

エ 私立幼稚園保護者、私立保育園保護者 各1名

オ 中野区町会連合会、中野区民生児童委員協議会、中野区社会福祉協議会 各1名

カ 区民委員 3名

4 任期

委嘱の日(令和3年12月22日)から2年間

5 会議の開催時間、回数

平日18時頃から 年5～7回程度開催